

# 海外展示会出展事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

海外展示会出展事業業務

## 2 委託業務の概要

展示会「SEMICON Taiwan 2023」において、佐賀県ブースが来場者に効果的に佐賀県の海外企業への企業誘致の優位性及び県内半導体関連企業

(さが半導体フォーラム [semicon-material-kingdom-saga.com](http://semicon-material-kingdom-saga.com)) のビジネスマッチングに効果的な訴求ができるよう佐賀県ブースの企画、出展にかかる調整、設営、管理、撤去等を行うこと。

### 【SEMICON Taiwan2023 の概要】

会期:令和5年9月6日(水)～8日(金)3日間場

所:台北市・南港展覽館

※その他詳細は、「SEMICON Taiwan2023」を参照。

URL: <https://expo.semi.org/taiwan2023/Public/Enter.aspx>

## 3 委契約間

契約締結日から令和5年9月29日まで

## 4 委託業務の内容

- ・ブース装飾の手配をすること。  
ブース番号：K2960（ホール 1-1 F）  
ブースサイズ：27 m<sup>2</sup>=6m×6m・9 m<sup>2</sup>（マイナスは柱分のサイズ）  
（ブースサイズとイメージは別添4参照）  
※またブースには（壁面パネル・カウンター・折りたたみ椅子2脚・ゴミ箱・カーペット  
10ワットLEDライト3個・コンセント・社名版）初期準備あり
- ・ブースの設営・撤去及び関係者との調整・運営等を行うこと。
- ・県が指定する物品を現地までの輸送等を行うこと。（200kg程度）
- ・通訳スタッフ(中国語(台湾華語)と日本語が両方話せるスタッフ ※英語も話せれば好ましい。)を SEMICON Taiwan2023 期間中に3～4名配置すること。  
※事業を円滑に進める為、企業誘致・半導体について事前に通訳スタッフを教育する機会を設けること。
- ・会期中翻訳機を4台～5台用意すること。
- ・以下のパンフレットの翻訳（英語・繁体字）と制作及び印刷
  - ① 企業立地のご案内（別添3）16ページ程度に要約し、翻訳を行うこと。

印刷部数に関しては各 200 部

- ②半導体産業を支える佐賀県（佐賀県半導体関連企業のリスト・研究機関の立地・サプライチェーンマップ・佐賀県の立地がわかる地図）を A3 サイズ 2 つ折りに要約しデザイン制作、翻訳（英語・繁体字）をすること。

※その他佐賀県の優位性が訴求できる内容をパンフレットに盛り込むこと。

印刷部数に関しては各 200 部

（参考：<https://www.kyushu.meti.go.jp/report/170824/170824.html>

：別添 5 「佐賀県半導体産業基盤の強化」）

※詳しい内容に関しては、県と協議を行うこと。

- ・展示会において効果的な名刺の制作及び印刷（英語・繁体字）  
20 名分×150 枚程度
- ・展示会においてブース来場に効果的な県産品を使用したノベルティの制作(300 個程度)

## 5 出展について

- ・ブース名は「佐賀縣」とする。
- ・ブースの大きさは、3 小間(27 m<sup>2</sup>=6m×6m-9 m<sup>2</sup> (マイナスは柱分のサイズ))、土間渡しとする。  
(別添 4 参照)
- ・効果的な訴求を行うため、パンフレットの配置等に必要な什器等を用意すること。
- ・ブースの出展料・レンタル装飾（壁面パネル・カウンター等）・県参加者の渡航費用については佐賀県が負担する。

## 6 事業進捗について

作業の進捗やデザイン等で調整の必要な疑義が生じた場合には都度十分に佐賀県と協議をしたうえで実施して行くものとする。

## 7 管理体制

- ・業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。受託者は、委託契約後速やかに業務実施責任者の氏名等を佐賀県に通知すること。
- ・小間位置、備品の配置、設営工事及び許可申請の作成等に係る佐賀県及び出展団体との連絡調整。
- ・ブース出展者等関係者との連絡調整。(SEMICON TAIWAN 2023 出展社サイトの整備)
- ・ブース全体の管理(破損箇所の補修等)、照明・電気設備等の調整を行う。
- ・ブースを管理する上で必要な備品、消耗品を調達・準備すること。
- ・ブースの運営及び必要な人員、補助作業員の確保を行い、開催中は、スタッフを常駐させること。出展団体は基本的に運営人員に見込まず、その他スタッフで運営できる体制を整えること。

- ・主催者からの指導に従い、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うこと。

## 8 実施報告書の提出

事業が完了したときは、下記内容を含む事業実施報告書(A4 版)を 2 部作成契約期間終了後速やかに、佐賀県企業立地課へ提出すること。

- ・事業概要
- ・出展ブース数、ブース来場人数(一般及び業界)
- ・出展状況がわかる写真
- ・SEMICON Taiwan2023 出展の分析・課題

## 9 その他

ブース等の作成にあたり、第三者(本県及び受託業者以外のもの)が所有する材を用いる場合には、著作権処理を行うこと。

が製作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権(著作権に定める全ての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、受託業者が単に使用する場合には、協議するものとする。

仕様書に明示のない事項、又は、業務上疑義が生じた場合は、受注者と協議により業務を進めるものとする。

- ・SEMICON Taiwan2023 出展要項を遵守すること。
- ・SEMICON TAIWAN 2023 が中止となった場合は、契約変更を行う。その際、中止に伴って生じる委託金額の変更については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。